

住する旧村民の主体性の鼓舞を目的とした活動がみられる。このような活動の背景には②の役員が財産区を活動のための「基金として維持していきたい」と述べているように財産区の財産と機能の変化がある。

4-2. 財産区財産の利用

まず部落有財産運営委員会が設置されてから今日にいたるまでの財産区財産の処分と利用についてみておくことにしよう。なぜなら財産区の活動の基本は地区共有財産の管理にあり、財産の内容の変化は財産区の機能の変化とかかわってくると判断されるからである。

第5表からは、売却によって溜池が著しく減少していることが読みとれる。同時に財産区の財産としてつけ加わったものもあることに気がつく。それは先にふれた共同利用施設川面会館である。

もう一つは財産区の資金の増加である。現在の財産区では6億円弱の資金を持つようになっているが、この資金の多くは当初から財産区が所有していた資金ではない。財産区の溜池が売却された結果として生じたものである。このような財産の変貌は、地区における財産区の機能の変化を予想させるものである。事実、この資金は、現在では部落有財産の維持・管理のみではなく、さきに触れたように地区内の地域活動の活性化と関連している。

しかしこのような資金は旧村民が自由に利用で

きるわけではない。財産区の場合には資金は、財産区の財産から生じた資金ではあるのだが、宝塚市によって歳計外現金として一括管理されており、その引出しには市の承認が必要となっているからである。その根拠は「宝塚市財産区財産の管理及び処分に関する条例」(昭和56年)であり、そこには財産区の資金の利用について次のように定められている。

「第三条 区有財産から生じる収入又は区有財産の処分による収入は、次に掲げる費用に充てるものとする。

(一) 住民の福祉を増進すると認める事業に要する費用

(二) 財産区の運営又は区有財産の維持管理に要する費用」

ある役員はこの点について「6億弱の金があつても、それを使うのは青少年の将来のためとか、こういう大義名分のため以外にあんまりつかえませんねん、ほんなら利子がたまっていくばっかり、やっぱり有効につかわなそいうこと考えなあきません」と述べている。

では役員の述べている「大義名分」とは、具体的には何ををさしているのだろうか。その例を「川面六町」が所有しているだんじりの修理を事例にみておこう。

川面地区のだんじり運行が神社と密接に絡んだ行事であることは明らかである。にもかかわらず地区の側では近年、だんじりの位置づけを変えている。この点について財産区管理会の役員は次の

第5表

通称	地積	地目	昭和36(1961)年	平成7(1995)年
上の池	2反7畝9分	溜池	○	●
谷池	3反2畝5分	溜池	○	○
下の池	6反2畝2分	溜池	○	▲
古宮池	2反5畝22分	溜池	○	●
高台池	7畝	溜池	○	●
川面墓地	4反3畝2分	墓地	○	○
川面会館用地		宅地	○	○
川面会館			*	○

「川面財産区管理会規約」(昭和56年)および聞き取りから作成

○…現存

▲…一部売却

●…売却

*…その時点では存在しなかったもの